

簿記も学べる オフィスワーク 基礎科 (短時間)

【推奨】

- ・中高齢求職者
- ・ニート等の若者

未経験者 大歓迎



訓練実施機関 : 株式会社建築資料研究社

コース番号 : 5-07-12-001-00-0420

訓練実施施設 : 株式会社建築資料研究社 日建学院船橋校

コース名 : 基礎コース

- 訓練内容 -

科目名	訓練科目の内容	訓練時間
職業能力開発講習	ビジネス テクニック ①家計管理とライフプラン・社会保険と年金 ②ビジネスマナー・仕事の管理 ③職業倫理 ④健康管理	18
	ビジネス ヒューマン ⑤コミュニケーション(聴き方や話し方)⑥職場のコミュニケーション	12
	就職活動計画 ⑦キャリアプランを踏まえた就職活動の進め方 ⑧求人動向 ⑨応募書類 ⑩面接対策 ⑪求人情報の収集	36
	職業生活設計 ⑫訓練受講の動機・今後の目標と習得すべき能力 ⑬自己理解 ⑭仕事理解・職業意識と勤労観 ⑮職業生活設計	18
学科	安全衛生 VDT作業での注意点、健康管理	1
	簿記基礎 簿記基礎概論、仕訳、元帳、貸借対照表、損益計算書	60
実技	簿記実践 試算表、決算整理、清算表、財務諸表	48
	パソコン基礎 Windows基本操作、入力操作、ブラウザ操作、印刷	5
	文書作成基礎 【Microsoft Word2021】文書作成、書式設定、ワードアート、図形挿入、印刷設定、オプション設定	36
	表計算基礎 【Microsoft Excel2021】表作成、基本関数、応用関数、条件付き書式、ワードアート、グラフ 図形挿入、データベース、印刷設定、オプション設定	96
職業人講話	「現代社会人としての働き方」	6

就職活動サポート

就職支援として、随時
 <<職場見学の取次>> <<職業相談>> <<応募書類の添削>> <<模擬面接>>
 を行っており、個々の希望に合わせてきめ細かくサポートします。

その他、訓練内容にないことでもお困りごと・悩み相談を受け付けています。
 (人間関係、資格取得、パソコン購入、時には恋愛相談も!?)

当訓練機関は開業55周年を迎えた資格予備校です！
 これまでの指導/ノウハウを最大限に活用して、就職活動のサポートをします！

募集期間	令和 8年 1月 23日 ~ 令和 8年 2月 20日	
訓練対象者の条件	在職中の者等、訓練の受講にあたり特に配慮を必要とする者	
訓練目標	ビジネスマナーと現代に沿ったパソコンスキルおよび簿記知識を身につけることで、業界業種問わず職場で役立つ人材となることを目指す。	
定員	14名 (受講申込者が定員の半数に満たない場合は訓練の実施を中止することがあります)	
訓練期間	令和 8年 3月 17日 ~ 令和 8年 7月 15日	(4ヵ月) 訓練日数:64日
訓練時間	9:30~16:00	土日祝の訓練実施の有無: 一部土曜あり
自己負担額	テキスト代 8,000円(税込) / 受講料無料	
訓練修了後に取得できる資格	①日商簿記検定3級 (日本商工会議所) ②Microsoft Office Specialist Excel 365 (Microsoft社認定)	
	※全て任意受験 受験料は自己負担となります。	
施設見学会 (要事前予約)	募集期間中 随時実施 ※事前に電話にてご予約下さい。 問合せ先: 株式会社建築資料研究社 日建学院 船橋校 ☎047-422-7501 担当: 並木 / 國井	
選考日	令和8年2月27日(金)	
時間	申込後、別途連絡(時間応相談)	
選考方法	面接	
持ち物	筆記用具	
選考結果通知日	令和 8年 3月 5日 郵送	
提出方法	ハローワークで申込後、郵送または直接持込みにて提出 ※直接お持込みいただく場合、事前に電話連絡をお願いします。	
受講申込書の提出先	株式会社建築資料研究社 日建学院 船橋校 〒273-0005 千葉県船橋市本町1-26-2 船橋SFビル 1F 担当: 並木 / 國井 宛て	
アクセス	JR/京成 船橋駅 徒歩 3分	↓最寄駅から選考会場までの地図↓ 
駐車場等	🚗 駐車場なし 🚲 駐輪場あり	
感染症対策	登校時の検温 / 定期的な換気 / 除菌液の設置 ご理解・ご協力お願いいたします。	

雇用保険受給資格者の方	雇用保険受給資格者以外の方
訓練受講開始日において、雇用保険の受給資格のある方または受給中の方で、ハローワークの受講指示を受けて受講される方は、訓練期間中、雇用保険の失業給付(基本手当、受講手当及び通所手当)が支給されます。	ハローワークの支援指示を受けて受講する方で、一定の要件を満たす場合は、職業訓練給付金が支給されます。 ・職業訓練受講手当 月額10万円 ・通所手当 職業訓練実施施設までの最も経済的かつ合理的と認められる通所経路に応じた所定の額(上限額あり)

詳しくは、住居所を管轄するハローワークへお問合せください。